

乳児等通園支援事業の認可及び確認について

1 本件の概要

こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）を実施する施設の認可について、児童福祉法第34条の15第4項の規定により、また、事業を実施する施設が事業の実施に伴う給付を受けるための確認について、子ども・子育て支援法第54条の2第3項の規定により、周南市こども育成支援対策審議会の意見を聴くもの。

2 乳児等通園支援事業とは

乳児等通園支援事業とは、保育所その他の施設において、乳児又は幼児であって満三歳未満のもの（保育所等に入所しているものを除く。）に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面談並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。〔児童福祉法第6条の3第23項〕

令和8年4月1日からは全国で実施される新たな給付制度（「乳児等のための支援給付」）として、認可を受けた事業者が乳児等通園支援を提供する場合、子ども・子育て支援法第54条の2の規定に基づき、事業者は各事業所の利用定員を定めた上で、市町村から、「乳児等通園支援給付費の支給対象となる事業を行う者」としての確認を受けなければならない。

3 乳児等通園支援事業の認可について

令和7年7月から一般型乳児等通園支援事業を実施しているひまわり保育園より、一般型乳児等通園支援事業に加えて、別途、令和8年4月1日から余裕活用型乳児等通園支援事業についての認可申請

【余裕活用型乳児等通園支援事業】

保育所、認定こども園、家庭的保育事業等を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数が定められた利用定員の総数に満たない場合に、当該利用定員数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として実施が可能。

余裕活用型乳児等通園支援事業の設備及び職員の基準は、保育所の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準による。

●ひまわり保育園の利用定員（令和8年4月1日見込）

	0歳	1歳	2歳	計	利用定員の空き枠
利用定員	6	15	21	42	6
在籍児童数	4	14	18	36	

4 乳児等通園支援事業の確認について

令和8年4月1日より乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の給付制度が開始されることに伴い、利用定員を設定する施設は以下のとおり。

【私立】

実施施設	和光保育園	ひまわり保育園	明照幼稚園
設置者	社会福祉法人 和光保育園	社会福祉法人 ひまわり会	学校法人 明照学園
所在地	周南市遠石1丁目 10-1	周南市大字大河内 2180-1	周南市大字樋口 328
実施方法	一般型	一般型・余裕活用型	一般型
利用定員	3人	各6人 ※利用定員の空き枠も同数	3人

【公立】

実施施設	城ヶ丘保育園	菊川幼稚園	子育て交流センター ぞうさんの家
所在地	周南市城ヶ丘3丁目 13番6号	周南市大字下上88 番地の1	周南市築港町13番 15号
実施方法	一般型	一般型	一般型
利用定員	4人	5人	3人

※市が実施主体の公立施設についても給付制度の対象となるため、確認が必要となる。

上記6施設については、令和7年度より事業を開始しており、事業実施者の費用については補助金として支出。令和8年度からは給付制度が開始されることにより、公定価格により示された額を事業実施者へ給付する。

	区分	令和7年度 補助額	令和8年度 公定価格（予定額）
こども一人1時間 あたり単価	0歳児	1,300円	1,700円
	1歳児	1,100円	1,400円
	2歳児	900円	

担当課：こども保育課
(TEL：22-8455)